

南会津町定住促進すまいる補助金 交付対象事業チェックフロー

持ち家が欲しい！ 南会津町に移住したい！

次に該当

- ◆補助金の申請年度内に、不動産登記を申請者名義に変更可能
- ◆売買又は工事の契約締結後3か月以内の申請、または申請後に工事等の契約を締結

該当しない。

該当する。

申請日に、申請者または配偶者の
どちらかの満年齢が45歳以下

46歳以上

45歳以下

新たに居住する住宅の所有（予定）者

所有（予定）者ではない。

所有（予定）者である。

定住（5年以上居住）する意思

ない。

ある。

世帯員全員の税等の完納状況

滞納あり。

滞納なし。

過去に当該補助金の該当の有無

該当あり。

該当なし。

公共工事に伴う補償

である。

ではない。

町外からの移住
（U I ターン）

申請日に移住後3年未満、
または10か月以内に移住予定

町 民

実家に転居し、
三世代以上で同居

ではない。

該当しない。

申請日に次のいずれかに該当

- ◆実家に転居して1年未満
- ◆賃貸住宅に2年以上居住中で、
10か月以内に実家に転居予定

該当しない。

新築住宅

中古住宅
取得

空き家バンク
登録物件取得

実家に移住

定住住宅取得事業

空き家バンク利用事業

帰郷住宅改修等事業

活用可能と思われる事業（続きは次のページ）

対
象
外

【移住】申請日に、2年以上町外に住居票及び生活の本拠があり、町外から本町に定住する。

【定住】本町の住民基本台帳に登録され、かつ本町に5年以上生活の本拠を有する。

活用可能と思われる事業（前ページの続き）

